



島根県報

平成27年8月7日（金）

号外 第 139 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第578号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町北浦1422番1地先から同地先まで	前	メートル 23.00～45.00	メートル 89.00	松江県土整備事務所 減幅
			後	13.00～45.00	89.00	
"	西伯伯太線	安来市伯太町須山福富1050番1地先から同1053番1地先まで	前	6.68～26.48	97.80	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	14.80～37.20	97.80	
"	外園高松線	出雲市下横町855番地先から同町430番地先まで	前	6.45～9.62	100.00	道路改良工事 拡幅
			後	9.90～15.01	100.00	
"	"	出雲市下横町430番地先から同町174番1地先まで	前 A	5.00～8.23	413.17	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	5.00～8.23	413.17	
			後 B	10.26～33.72	320.00	
"	"	出雲市下横町174番1地先から同市松寄下町1870番10地先まで	前	5.37～12.86	486.42	道路改良工事 拡幅
			後	9.97～19.19	486.42	

島根県告示第579号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	八重垣神社竹矢線	松江市大庭町729番19地先から同町129番1地先まで	メートル 130.51	平成27年 8月7日	松江県土整備事務所	
〃	布部安来線	安来市下吉田町字馬場222番2地先から同町字飯場629番3地先まで	371.70	平成27年 8月7日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原1180番9地先から同78番2地先まで	485.42	平成27年 8月7日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	